

## 1 所掌事務

復興庁は、内閣を補助する総合調整事務と個別の実施事務を行う。

- ① 復興に関する国の施策の企画、調整
  - ・基本的な方針などの企画立案、各府省の復興施策の総合調整・勧告
  - ・復興事業の統括・監理、復興予算の一括要求、各府省への配分、事業の実施に関する計画の策定など
- ② 地方公共団体への一元的な窓口と支援
  - 被災自治体の復興計画策定への助言、復興特別区域の認定、復興交付金と復興調整費の配分、国の事業の実施や県・市町村の事業への支援に関する調整・推進など

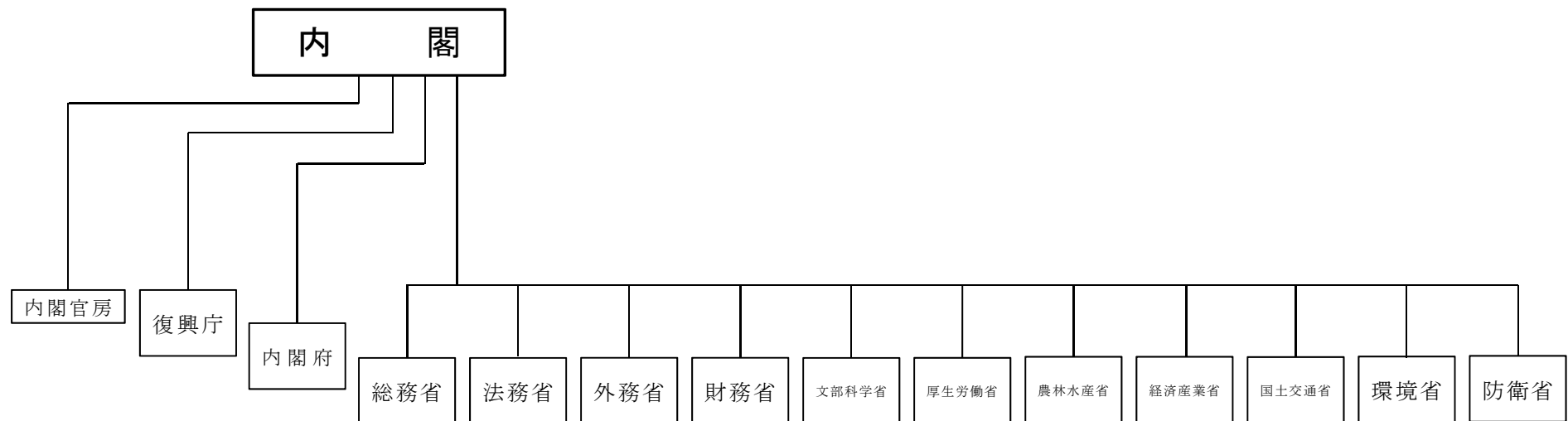
## 2 組織と機能

- ① 内閣総理大臣を長とし、事務を統括する復興大臣を置く。各省より一段高い位置づけ。
- ② 復興局等を岩手県、宮城県、福島県等に置き、現地で被災自治体の要望を受けてワンストップで対応。
- ③ 復興推進会議(閣僚級会議)を設置。
- ④ 復興推進委員会(有識者会議)を設置。

## 3 設置期限

設置期限は、復興基本方針に定める復興期間と合わせて、震災発生年から10年間(平成23年度から32年度までの間)

# 東日本大震災からの復興に関する復興庁の内閣における位置付け

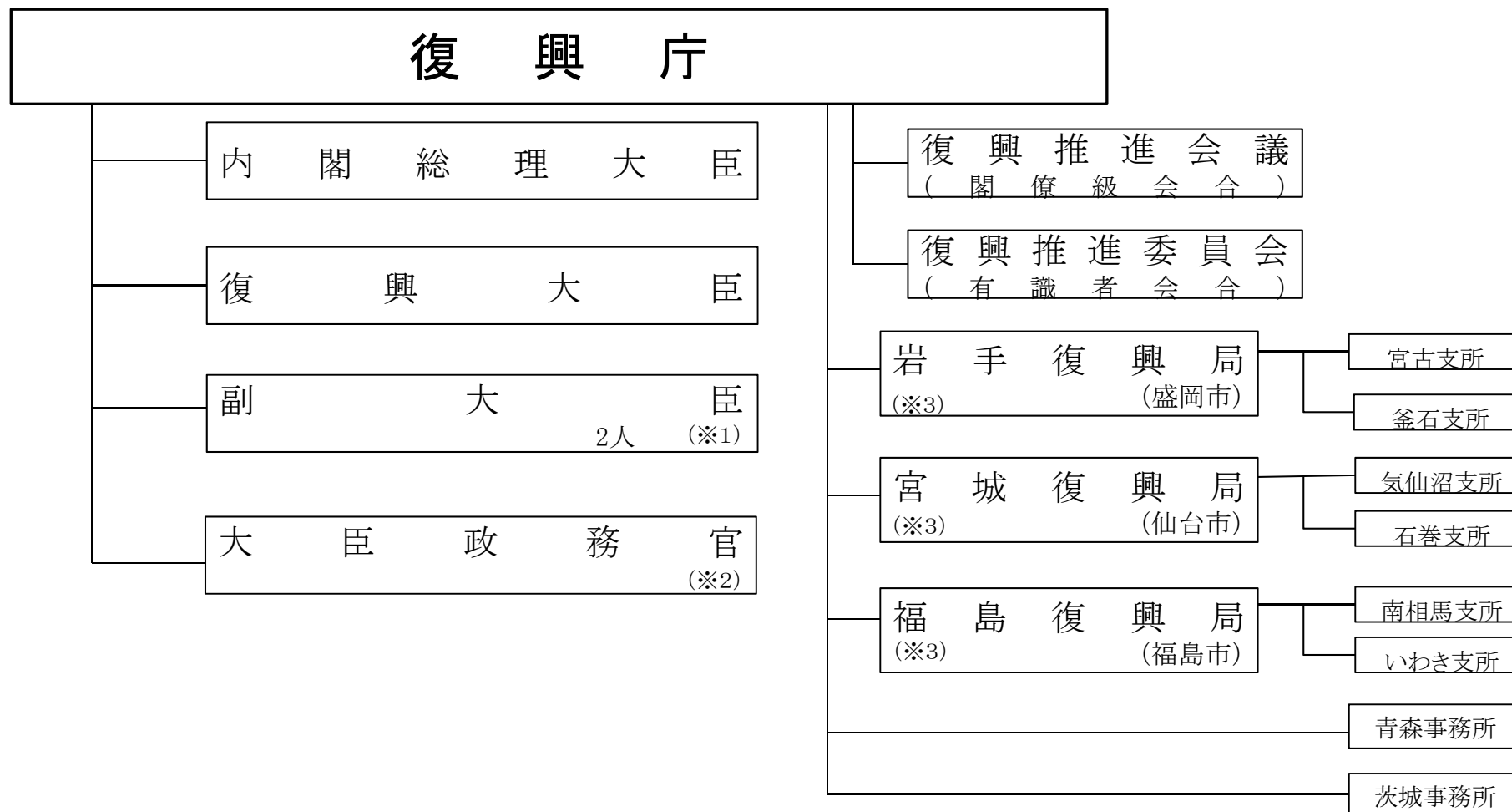


- ・復興庁は、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助ける。
- ・復興庁は、内閣補助事務と分担管理事務を行う。

※1 内閣補助事務とは、内閣の立場から行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案・総合調整。

※2 分担管理事務とは、各省と同様に、内閣の統轄の下に行政各部として行う個別の事務。

# 復興庁の組織について



- ※1 復興庁に副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。
- ※2 復興庁に大臣政務官を置くことができる。大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。
- ※3 副大臣又は大臣政務官が各復興局を担当する。